

協働とコミュニティに根ざした 市民自治のまちづくりを旨として 三鷹市自治基本条例検討試案の概要

条例試案は、7章・全38条の構成になっています。本号では条例試案のうち、主な規定について、一部解説もふまえて紹介します。

↓企画経営室行政評価担当 内線2150

三鷹市自治基本条例 検討試案の主な内容

【前文】

私たち市民は、世界平和への寄与、基本的人権の尊重、協働とコミュニティに根ざした市民自治を確かなものとし、誇りに思える地域社会を築き上げ、日本国憲法に掲げる地方自治の本旨をこの三鷹において実現するために、三鷹市の最高規範として、この条例を制定する。

【第一章 総則】

（目的） この条例は、三鷹市の自治の基本理念と基本原則及び自治機構と自治運営の基本的な仕組みを定め、市民の信託に基づく市議会及び市長等の役割と責任を明らかにするとともに、市民自治による協働のまちづくりを推進することを目的とする。

（条例の最高規範性）

この条例は、市政運営における最高規範であり、市は、他の条例、規則等の制定並びに法令、条例、規則等の解釈及び運用に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例との整合性を図らなければならない。

（市民及び市の地方自治の推進）

市民及び市は、地方自治の推進に向けた取組を通じてこの条例の不断の見直しと検証を行い、将来にわたりこの条例を発展させるものとする。

【解説】 市が定める条例・規則のみならず、分権改革で拡充された「自治解釈権」の視点から、国が定める法令の解釈及び運用に当たっても自治基本条例の趣

旨を尊重することとしています。また自治基本条例は、制定後も市民等によって検証・見直しが行われ、育てられる条例であることをご明らかにしています。

【第二章 市民と市民自治】

（地域における市民の権利・義務） 市民は、地域における自治活動等を推進するために主体的に組織等を作り、他の何人からも干渉されず、自由に自主した活動等を営むことができる。

（市民の活動）

市民は、地域の諸課題の解決に向けて自ら行動し、市民自治を実現するために、まちづくりを主体的に行うことができる。

（市民の発言と行動に責任）

市民は、これらの活動を行うとき、自らの発言と行動に責任を持つとともに、市民相互の連帯と責任に基づき互いの意見と行動を尊重しなければならない。

（三鷹市の市民自治の実績）

三鷹市の市民自治の実績である「コミュニティ・センター条例の理念や」「みたか市民クラブ21会議」の「基本ルール」等を踏まえ、市民の自由な自治活動の権利、まちづくりを推進する権利、市民間のルール等について定めています。

【解説】 市民が信託を行った自治体に対して税を納め、税の再配分として、適正な行政サービスの提供を受けるという「自治の原点・原則」について定めています。

（事業者等の権利・義務等）

事業者等は、協働の担い手としてまちづくりに参加する権利を有するとともに、地域社会との調和を図り、安全で安心のある快適な環境の実現とまちづくりの推進に寄与するよう努めなければならない。

（市議会の役割・職務等）

市議会は、市民の直接選挙により信託を受けた議員によって構成される意思決定機関であり、市民の信託に応えるため、事業の決定、市政の監視及び牽制を行う。

（市議会の立法活動・調査活動等）

市議会は、議会の活性化を図るとともに、独自の政策提言と政策立案の強化を図るため、立法活動調査活動等を積極的に行うものとする。

【第四章 執行機関】

（市長の職務） 市長は、その地位が市民の信託によるものであることを認識し、市政の代表者として市民の信託に応え、市民自治の理念を実現するため、公正かつ誠実に市政の運営に当たらなければならない。

（補佐職の設置等） 市長は、助役等の常勤の特別職に加えて、市長の業務を補佐し、専門的な助言を行うために、補佐職等を設置し任用することができる。

（市長の地方自治法の規定に基）

市長は、地方自治法の規定に基づき設置する助役について、その職が市長を補佐し、代理する職であることを明確にするために、助役の呼称を副市長とすることができ、

【第5章 市政運営】
（市の率先行動の基本原則） 市は、国が批准した国際規約等で確認されている人間の尊厳、自由、平等及び持続可能な発展を実現するために、市の役割と責任を明確にし、率先して行動しなければならない。

（女性の権利・子ども、障がい者）

女性の権利、子ども、障がい者等の権利拡充や環境問題等への取り組みについて、市は、世界人権宣言などの国際規約等に基づき、率先して取組を行うことを定めています。

（基本構想、基本計画の位置付け）

市長等は、総合的、計画的な行政運営を行うために、市の最上位計画として市議会の議決を経て基本構想を定めるとともに、基本構想の実現を図るために、基本計画を策定する。

（パブリックコメント）

市長等は、重要な条例及び計画の策定等に当たり、市民の意見を反映させるために事前に案を公表し、市民の意見を聴取するとともに、提出された市民の意見に対する市長等の考え方を公表しなければならない。

（職員及び組織）

市長等は、広く人材を求め、公正で有能な職員の任用に努めるとともに、適材適所の人事配置、効果的な人材育成及び適切な人事評価と処遇を行うことにより、職員と組織の能力が最大限に発揮されるよう努めなければならない。

【第6章 参加及び協働】
（計画の策定過程等） 市長等は、基本構想、基本計画及びその他の重要な個別計画の策定に当たっては、市民の多様な参加を保障するとともに、市民の検討に必要な情報を取りまとめた資料集等の作成を行う。

（市民会議等の設置及び運営）

市長等は、市民会議等を設置することとし、設置目的等に応じて委員の公募を行うとともに、委員の男女の比率、年齢構成及び選出区分が著しく不均等にならないよう留意し、同一の委員が著しく長期にわたって就任し、又は同時期に多数の市民会議等の委員に就任することのないように努めなければならない。

（監査）

監査委員は、市の監査を行うに当たり、事務事業の適法性及び有効性のほか、経済性、効率性及び有効性の評価等を踏まえた監査を行う。

（監査委員が市の事務の監査）

監査委員が市の事務の監査を行うに当たり、法令等の趣旨に沿って適正に行われているかという観点に加え、事業の有効性、効率性及び経済性に重点を置いた、事業評価手法の監査を推進することを示しています。

（出資団体等）

市長等は、市の出資した目的が効果的かつ効率的に達成できることが必要と認められる場合、必要と認められる場合、当該団体等に対して意見助言等を述べることができる。

【第7章 政府関係】
（国、東京都等との政府関係） 市は、基礎自治体である市町村優先原則に基づき、国、東京都等との適切な政府関係の確立を図られるよう、国等に対して、制度政策等の改善に向けた取組を積極的に行うとともに、関係団体、市民等と連携協力し、自治基盤の強化に努めなければならない。

（学校と地域との連携）

教育委員会は、地域と連携協力し、保護者地域住民等の学校運営への参加を積極的に進めることにより、地域の力を活かした、創意工夫と特色ある学校づくりを行うとともに、市長と連携し、学校を核とした「コミュニティ」を進める。

（出資団体及び他の官公庁との連携）

市長等は、市の出資団体及び他の官公庁と連携し、総合的なまちづくりの推進を図るとともに、必要に応じて、協議会等を設置し、まちづくりの推進に関する協定等を締結することができる。

（協働のまちづくり）

市長等は、市民、事業者等の多様な主体が相互に連携・協力し、まちづくりや公共サービス提供の担い手となる協働のまちづくりを推進するために、市民協働センターの環境整備を行うとともに、必要な支援

（市民、事業者及び市長等は）

計画の策定及び実施の過程において、市民参加の実効性を確保し、協働のまちづくりを推進するため、各々の役割、責務等を定めたパートナーシップの推進に関する協定を締結することができる。

【解説】 基本構想・基本計画の策定時に、「21会議」として「パートナーシップ協定」を締結した実績がありますが、今後、様々なまちづくりの分野において、このような協定を締結し、パートナーシップ型のまちづくりの推進を図ることを目指しています。

（住民投票）

市長は、市内に住所を有する年齢満18歳以上の者で別に定めるものは、市の権限に属する市政の重要事項について、その総数の5分の1以上の者の連署をもって条例案を添え、その代表者から市長に対して住民投票の実施を請求することができる。

（住民投票）

市長は、必要と認められる場合、住民投票の実施を請求することができる。

（住民投票）

市長は、必要と認められる場合、住民投票の実施を請求することができる。

（住民投票）

市長は、必要と認められる場合、住民投票の実施を請求することができる。

あなたのご意見をお聞かせください

条例試案は、市のホームページに全文を掲載し、また市政資料室各市政窓口でも配布しています。図書館、各コミュニティセンターでも閲覧できます。さらに、まちづくり研究所第2考分科会の報告書や「みたかの自治基本条例をえるフォーラム」の講演録、条例要綱案も、窓口で同様の取り扱いをしています。

ぜひ、条例試案に対するご意見、ご感想を、ファクス・メール等でお寄せください。

三鷹市自治基本条例検討試案について「まちづくり懇談会」を開催します

4月14日(木)午後7時から、三鷹産業プラザ 7階701会議室で。(会場 ☎40-9669)

条例試案の説明を行い、ご意見・ご質問をお受けします。

▶当日、直接会場へ。

～「出前説明会」を実施しています～

5人以上の市民グループなどのご要望があれば、担当職員を派遣して、条例試案の「出前説明会」を行います。ご希望の日時などについて、ご相談ください。

なお、「出前説明会」の実施および条例試案への意見提出の期限は5月6日(金)です。

⇒企画経営室行政評価担当
〒181-8555 三鷹市役所企画経営室
☎内線2150・2151 ☎48-1419
✉kikaku@city.mitaka.tokyo.jp